宮崎大学医学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

平成16年4月1日 制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部(以下「本学部」という。)に、本学部におけるファカルティ・ディベロップメント(授業の内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究等をいう。以下「FD」という。)活動を支援、推進するため、宮崎大学医学部FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、医学部長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を取り扱う。
 - (1) 本学部のFDに関する活動を推進すること。
 - (2) FDに関する情報を収集すること。
 - (3) 医学部長及び教授会に対して、FDに関する提言を行うこと。
 - (4) その他、FDに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、宮崎大学医学部教務委員会委員で組織する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、教務委員長をもつて充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員に事故あるときは、代理の者が出席できるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。